

# 千葉大学での教育研究活動における感染症対策

2023/4/1 現在

1 急性感染症を疑う症状(発熱、倦怠感、関節痛、咳、発疹、下痢等)がある場合、必要に応じセルフテスト(インフルエンザ・COVID-19 抗原検査)を行う/医療機関に受診するなどして、自宅療養し、回復後に登学/出勤する。

1.1 学校保健安全法に定められた学校感染症と診断された場合、学校保健安全法施行則第 18 条、19 条に基づき出席停止(教職員においては出勤停止)とすることがある。

1.2 COVID-19 については、2023年5月8日以降、5類感染症に分類される予定であるが、当面、行政の指示に基づき出席停止とする(症状改善から24時間かつ発症後7日までの期間、患者同居家族については、無症状の場合最終接触から5日間)。

## 【COVID-19 出席停止期間】

新型コロナ陽性:行政が定めた療養期間(発症日から7日間)を出席停止とする。


発症から7日経過かつ症状軽快から24時間経過。

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
発症	受診	陽性判明					症状軽快	出席可能



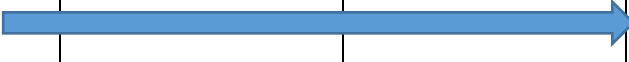
濃厚接触者:同居家族が同感染症に罹患した場合、その家族との最終接触日から5日間を出席停止

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
最終接触日 検査なし						出席可能



濃厚接触者:2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた自己検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除可能

0日	1日	2日	3日
最終接触日 検査あり		検査陰性①	検査陰性②



## 2 学内・実習・留学等での感染予防対策

### 2.1 予防接種

2.1.1 予防接種法で定められた定期接種・臨時接種は接種を済ませ、その記録を各自で保管することを推奨する。

2.1.2 医学的事由で予防接種を受けられない学生・教職員には、各部局と総合安全衛生管理機構が連携し必要な配慮を行う。

### 2.2 接触感染対策

- 2.2.1 平素より手洗いを励行する。
- 2.2.2 感染症流行期に不特定多数が集まるイベントを行う場所では、手指消毒薬の設置等を検討する。
- 2.2.3 接触感染による集団感染が疑われる場合には、接触面の拭き掃除・消毒等を行う。

### 2.3 飛沫・エアロゾル感染対策

- 2.3.1 構内の講義室・研究室・実習室・事務室等は使用中適切に換気を行う。
  - 2.3.1.1 換気の日安 一人当たり換気量 30m<sup>3</sup>/時 室内の二酸化炭素濃度 学校衛生基準である 1500ppm を超えないこと。感染予防のためには 800ppm 以下が望ましい。
  - 2.3.1.2 24 時間換気システムが設置されている居室では使用中装置を稼働し、定期的にフィルターメンテナンスを行う。
  - 2.3.1.3 窓あけができない・サーキュレータを使用できないなど、有効な換気を保てない場合、HEPA フィルター付きの空気清浄機の利用を検討する。
- 2.3.2 体調不調（特に咳・くしゃみなど呼吸器症状がある場合）時には、不織布マスクを着用し、咳エチケットを励行する。
- 2.3.3 行政より感染症流行注意報・警報（飛沫感染するインフルエンザ・COVID-19 等）が発出された場合、室内での不織布マスクの着用を推奨する。
- 2.3.4 厚生労働省は、マスクの着用について「2023年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることになります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。」としている。
- 2.3.5 文部科学省は、「令和5年4月1日より前に実施される卒業式については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、大学等についても適切に対応することとされました。」「令和5年4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、学校における学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすることとされ、大学等についても適切に対応することとされました。」としている。

### 2.4 空気感染対策

- 2.4.1 結核・麻しん等空気感染する感染症に罹患している学生は、学校保健安全法に基づき定められた期間出席停止とする（職員においては、病気休暇）。

- 2.5 病院実習・薬局実習・介護実習など、医療機関・高齢者施設・社会福祉施設での実習では、施設が定める規則に従い不織布マスク等の個人防護具を着用する。

### 2.6 出張・宿泊を伴う実習・海外渡航

- 2.6.1 目的地の感染症流行状況を確認し、必要な予防接種（予防投薬含む）を済ませ、検疫の指示に従って移動する。
- 2.6.2 渡航先で感染症に罹患し予定の変更等が生じた場合、各部局・プログラム責任者に連絡し対応する。

- 2.7 持病がある等の事由により、特に感染症への対策を厳重に行う必要がある学生・教職員には、各部局と総合安全衛生管理機構が連携して必要な配慮を行う。

## 3 イベントにおける感染症対策

- 3.1 飲食物を取り扱う場合、食品衛生上、手洗い・調理時のマスク着用を励行する。
- 3.2 感染症流行期においては、主催者は3.で述べた基本的な感染症対策に特に留意して開催する。

- 4 課外活動
  - 4.1 基本的な感染症対策に留意し、また、各競技・活動団体の感染症対策の方針を遵守して活動する。
  - 4.2 感染症流行期の課外活動については学生支援課課外活動支援係が定める。
- 5 感染症の流行期における対応
  - 5.1 感染症法に定められた新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症が国内外で発生した場合、関連する法令およびそれに基づき発せられる国・行政からの通知に基づき対策を行う。
    - 5.1.1 学長が設置する感染症対策ワーキンググループ・危機対策本部が全学の感染症対策を統括する。
    - 5.1.2 全学危機対策本部の設置時に、各部局は部局危機対策本部を設置し、部局ごとの対応を決定する。
- 6 メンタルヘルス不調の相談について
  - 6.1 学生が相談可能な窓口
    - 6.1.1 学生相談ホットライン(外部) <http://www.chiba-u.ac.jp/hotline/hotline.html>
    - 6.1.2 学生相談室(学生支援課) メールアドレス: [gsoudan@office.chiba-u.jp](mailto:gsoudan@office.chiba-u.jp)
    - 6.1.3 メンタルヘルス相談室(総合安全衛生管理機構) [kokoro-hsc@chiba-u.jp](mailto:kokoro-hsc@chiba-u.jp)
  - 6.2 教職員が相談可能な窓口
    - 6.2.1 メンタルヘルス相談室(総合安全衛生管理機構) [kokoro-hsc@chiba-u.jp](mailto:kokoro-hsc@chiba-u.jp)
- 7 その他
  - 7.1 体調不良者への指導、感染症対策の具体的な内容については、総合安全衛生管理機構で相談可能。  
→ 連絡先 E-mail [info-hsc@office.chiba-u.jp](mailto:info-hsc@office.chiba-u.jp)